

令和 5 年 5 月 8 日

保護者の皆様へ

新潟県立高田商業高等学校長

5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症の対応について（お知らせ）

薫風の候、保護者の皆様におかれましては、本校の教育活動に対して、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

標記の件について、県の通知により本校における対応は下記の通りといたします。

つきましては、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 出席停止の措置について

(1) 出席停止の期間

発症日を 0 日とし、5 日を経過し、かつ症状が軽快後 1 日を経過するまでとします。

※無症状の場合は、検体を採取した日（検査日）から 5 日を経過するまでとします。また、5 月 8 日以前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合も同様とします。

例 1 発症が 5/11 で 3 日目に症状が軽快した。5/17 より登校可能。

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
発症	療養	療養	療養	療養	療養	登校可
			症状軽快	1 日目		

例 2 発症が 5/11 で 5/17（6 日目）に症状が軽快した。5/19 より登校可能。

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症	療養	登校可						
						症状軽快	1 日目	

裏面へ

(2) 療養解除について

○療養解除につきましては、保護者が記入する「療養解除届」を学校に提出することとします。

※本校のホームページよりダウンロードできます。

※インフルエンザの療養解除届と共通の書式となりました。

○診断時に医師から再度受診するよう指示のあった場合は、その指示に従ってください。

(3) 濃厚接触者の扱いについて

○濃厚接触者の特定は行いません。

(4) その他

○発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には、無理に登校せずに医療機関で診てもらってください。

※軽微な症状の場合であることを以て登校を制限するものではありません。

○ご質問等がある場合には担任を通じてお問い合わせください。

担当

教頭 青山 淳

電話 025-523-2271